

蓄 電 池 設 備 概 要 表				
項 目		良	否	
設 備 種 別	☐ 1 0 0 V 未 満 の 蓄 電 池 ☐ 1 0 0 V 以 上 の 蓄 電 池			
工 事 種 別	☐ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 全 部 改 設 ☐ 一 部 改 設 ☐ 移 設 ☐ 改 修 ☐ 増 改 設 ☐ そ の 他			
設 置 場 所（ 階 ）	☐ _____ 階 ☐ 屋 上 ☐ 屋 外			
電 圧	V			
出 力 （ 設 備 容 量 ）	キロワット時			
キュービクル該否	☐ 該 当 ☐ 非 該 当			
出 火 防 止 措 置	☐ JIS C 8715-2 ☐ JIS C 63115-2 ☐ 同 等 品（ _____ ） ☐ 非 該 当			
延 焼 防 止 措 置	☐ JIS C 4411-1 ☐ JIS C 4412 ☐ JIS C 4441 ☐ 同 等 品（ _____ ） ☐ 非 該 当			
非 常 電 源 該 否	☐ 該 当 ☐ 非 該 当			
消 火 設 備	☐ 消 火 器 ☐ 大 型 消 火 器 ☐ ス プ リ ン ク ラー ☐ 水 噴 霧 ☐ C O ₂ ☐ ハ ロ ン ☐ 粉 末 ☐ I G - 5 5 ☐ I G - 5 4 1 ☐ 窒 素 ☐ H F C - 2 2 7 e a ☐ H F C - 2 3 ☐ そ の 他			
保 守 管 理	☐ 非 該 当 ☐ 自 家 ☐ 委 託 ☐ そ の 他			
設 置 室	構造 壁（ ☐ 耐 火 ☐ 準 耐 火 ☐ 不 燃） 天 井（ ☐ 耐 火 ☐ 準 耐 火 ☐ 不 燃） 開 口 部（ ☐ 防 火 戸 ☐ 特 定 防 火 設 備 で あ る 防 火 戸） 換 気 ☐ 自 然 換 気（ ☐ F D 付） ☐ 機 械 換 気（ダクト ☐ F D 付 ☐ 耐 火 被 覆） ケーブル等の貫通部（ ☐ 大 臣 認 定 ☐ 不 燃 区 画 ☐ そ の 他 _____） 室面積 _____ m ²			
電 気 方 式	☐ 変 電 操 作 用 ☐ 発 電 起 動 用 ☐ 防 災 設 備 用 ☐ 無 停 電 電 源 用 ☐ そ の 他 の 蓄 電 池 ☐ UPS 方 式（総 合 操 作 盤 用） ☐ そ の 他 _____			
機 器 種 別	☐ 鉛 ベ ン ト 形 ☐ 鉛 封 入 触 媒 栓 式 ☐ 鉛 封 入 陰 極 吸 収 式（制 御 弁 式） ☐ アルカリ封入触媒栓式 ☐ アルカリ封入陰極吸収式（制御弁式） ☐ リチウムイオン ☐ そ の 他 の 蓄 電 池 _____			
耐 震 措 置	耐震クラス ☐ S ☐ A ☐ B アンカーボルト _____ φ × _____ 本			
そ の 他	非常電源の認定番号 _____ 製造者名 _____			

備考 1 項目中、☐ 欄は該当するものに✓印を付し、下線部分には該当する内容を記入すること。

2 良否欄は、記入しないこと。

3 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 13 条の区画ごとに作成すること。

4 キュービクルは、「キュービクル式変電設備等の基準」（昭和 50 年 10 月東京消防庁告示第 11 号）に適合したものを該当とする。